

西武建設株式会社西友会について

西武建設株式会社(以下「西武建設」という)の安全衛生協力会組織である西友会(以下「当会」という)におきましては、会員の安全衛生管理活動の推進・向上に努め、労働災害の防止と安全で快適な職場環境形成を促進する活動等を行っております。

また、当会では会員の直接雇用労働者並びにその関係請負人の作業員の労働環境改善の一助として、労働災害時の補償支援(上乘せ保険加入)や資格取得支援、作業員への福利厚生品配布等の充実のため、準会員登録の推奨、制度の改定等を実施しております。

西武建設の工事現場で働く、準会員を含めた全ての会員労働者に対し、前述の補償や支援を受けていただくため、西武建設と労務・外注請負契約を締結する場合、契約期間中は準会員として下表の会費をご負担いただくことになります。

本件の趣旨をご理解・ご賛同いただける場合は、以下の承諾書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

西武建設株式会社西友会 準会員登録承諾書

西武建設株式会社と労務・外注請負契約を締結する場合、西武建設株式会社西友会準会員となり、契約期間中は、下表のとおり準会員の会費を納めることを

(承諾致します ・ 承諾致しかねます)

※どちらかに○をお付けください。

なお、「承諾致しかねます」に○をお付けになった場合は、差し支えない範囲でその理由を下欄にご記入くださいますようお願いいたします。

--

貴社名

代表者
御役職

御芳名

郵便番号

御住所

電話番号

FAX番号

(連絡用)
メールアドレス

担当者
御役職

御芳名

【会員区分表】

会員区分	会員条件	会費
正会員	現状の西友会会員で労務・外注請負の協力会社とする。 新規加入においては、推薦と西友会役員会の承認を必要とする。	西武建設(株)への 毎月の請求額 × 徴収率(1/1000)
準会員	西武建設株式会社と取引する正会員を除く全ての労務・外注請負の協力会社とする。 取引を開始した時点で会員としての資格が発生し、取引の終了をもって会員としての資格が喪失する。 入会は、注文書・請書によって行われるものとし、入会手続きは不要とする。	
賛助会員	現状の西友会会員で資機材を納入する協力会社とする。 新規加入においては、推薦と西友会役員会の承認を必要とする。	年会費

※なお、当会会費につきましては、当会を代理して西武建設株式会社が準会員の会費を徴収する方法(西武建設株式会社が準会員に支払う労務・外注請負代金から、請求額に応じた当会会費を差し引く)を採用させていただきたく存じます。

ご不明な点等ございましたら、

西友会本部事務局〔西武建設(株)安全環境品質部〕までご連絡ください。(Tel:04-2926-3253)